

日本脳炎の予防接種について

平成17年度から21年度の間、日本脳炎予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方（平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方）に4歳以上20歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。

接種を希望される方は、予診票を送付しますので、担当係までご連絡ください。

なお、平成23年度については、国の方針に基づき、3歳及び小学3年生・小学4年生（平成13年4月2日〜平成15年4月1日生まれの方）には、予診票を同封し個別に通知します。

問 本庁健康福祉課 保健衛生係

☎ 43-2836（直通）

佐賀支所 地域住民課

保健センター

☎ 55-7373（直通）

麻しん・風しん定期予防接種に高校2年生相当の方が追加されました

平成23年5月20日から平成24年3月31日までの間、麻しん・風しんの定期予防接種の対象者に、修学旅行などで海外に行く高校2年生相当年齢の方（平成23年度中に17歳となる方）が追加されました。

対象となる方で、接種を希望される場合は、予診票を送付しますので、担当係までご連絡ください。なお、あくまでも海外旅行へ行くなどの特段の事情がある場合のみです。それ以外の方は、従来通り18歳となる日の属する年度に対象となります。

問 本庁健康福祉課 保健衛生係

☎ 43-2836（直通）

佐賀支所 地域住民課

保健センター

☎ 55-7373（直通）



特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、身体的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

支給要件に該当すると思われる方は、下記へお問い合わせください。  
**支給要件**  
 児童の障がいがある場合に該当する場合があります。

- ① 身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方
- ② 療育手帳A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）の一部の方

③ 精神の障がいであって、①・②と同程度以上と認められる方

**支給の制限**  
 該当する児童が施設などに入所している場合や、支給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

**手当額**  
 1級 月額50,550円  
 2級 月額33,670円

問 本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116（直通）

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112（直通）

拳ノ川診療所からのお知らせ

4月から尾崎友昭医師が診察しています。地域の診療所としてがんばっています。



【診療時間】

|   | 午前                      | 午後  |
|---|-------------------------|---|
| 月 | 8:30~12:00<br>受付11:45まで | 16:00~17:15<br>受付17:00まで<br>伊与喜出張診療所<br>14:30~15:30 |
| 火 | 8:30~12:00<br>受付11:45まで | 休診<br>鈴出張診療所<br>14:30~                              |
| 水 | 8:30~12:00<br>受付11:45まで | 14:00~17:15<br>受付17:00まで                            |
| 木 | 8:30~12:00<br>受付11:45まで | 14:00~17:15<br>受付17:00まで                            |
| 金 | 8:30~12:00<br>受付11:45まで | 14:00~17:15<br>受付17:00まで                            |

※月曜日と火曜日の午後は出張診療所に行きます。

問 拳ノ川診療所 ☎55-7111